

日常生活支援住居施設認定通知書

北九保総保第392号

令和2年 9月 8日

特定非営利活動法人 抱樸
理事長 奥田 知志 様

北九州市長 北橋 健治



令和2年7月31日付で申請のあった生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設としての認定について、「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」（令和2年厚生労働省令第44号）第1条第1項各号に規定する要件を全て満たしているものと認め、下記のとおり認定したので通知します。

記

1. 施設の名称 抱樸館北九州
2. 施設の所在地 北九州市八幡東区東鉄町7番11号
3. 事業の入所定員数 30世帯 30人
4. 認定効力発生日 令和2年10月1日

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内の間（この決定があった日から起算して1年を超えることはできません）に限り、北九州市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内の間（この決定があった日から起算して1年を超えることはできません）に限り、北九州市長を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。